

電気工事業者登録等の申請に係る手引き

三重県防災対策部

消防・保安課

令和5年4月版

目 次

I 電気工事業の登録に関する基本事項

1. 手引きについて	1
2. 電気工事業に関する諸事項	
(1) 用語の定義	1
(2) 電気工作物の範囲と必要な資格	2
3. 電気工事業を営む者の登録等について	
(1) 電気工事業を営む者の登録制度について	2
(2) 電気工事業者の区別	4
(3) 電気工事業を営む者に対する立入検査	4
(4) 電気工事業者の義務	5

II 登録等申請に関する手続き

1. 概要	
(1) 手続きの区分について	7
(2) 手数料	8
(3) 副本の返却について	8
(4) 行政書士による申請・届出書類の作成等について	8
(5) 申請先	8
2. 建設業許可を受けていない者に関する登録等申請の手続き	
(1) 新規登録に関する手続き	9
(2) 更新登録に関する手続き	10
(3) 変更届に関する手続き	11
(4) 承継届に関する手続き	12
(5) 登録証の再交付に関する手続き	12
(6) 廃止に関する手続き	13
(7) 行政庁の変更に関する手続き	13
(8) 登録簿の謄本交付又は閲覧に関する手続き	13
(9) 登録証の紛失に関する手続き	13
3. 建設業許可を受けている者に関する届出等の手続き	
(1) 開始届に関する手続き	14
(2) 変更届に関する手続き	15
(3) 廃止に関する手続き	16
(4) 受理通知書の再交付に関する手続き	16

III 申請書等様式 目次	17
---------------	----

I 電気工事業の登録に関する基本事項

1 手引きについて

この手引きでは、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和45年法律第96号。以下「法」といいます。）によって定められている電気工事業者の登録申請等について、必要な手続きを示します。

2 電気工事業に関する諸事項

(1) 用語の定義

この手引きで使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 電気工作物・・・電気を供給するための発電所、送配電線をはじめ、工場・ビル・住宅等の受電設備、屋内配線、電気使用設備などを総称して電気工作物といいます。
- ② 一般用電気工作物等・・・電気事業者から600V以下の電圧で受電している場所にある電気工作物。概括的に言えば、一般住宅や小規模な店舗、事務所などの屋内配電設備及び比較的出力の小さい発電設備等。（電気事業法（昭和37年法律第170号）第38条第1項第1号ないし第3号）
- ③ 自家用電気工作物・・・電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物等以外の電気工作物で、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第2項に規定するものをいいます。概括的に言えば、工場やビルのように、電気事業者から600Vを超える電圧で受電している事業場等の電気工作物。
- ④ 電気工事・・・一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事。ただし、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第1条で定める軽微な工事、及び家庭用電気機械器具（使用電圧200V以上を除く）の販売に付随して行う工事を除きます。
- ⑤ 電気工事業・・・電気工事を行う事業
- ⑥ 電気工事業者・・・法が定める登録電気工事業者、通知電気工事業者、みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者（表3を参照）

(2) 電気工作物の範囲と必要な資格

一般用電気工作物等又は自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士等の資格を有していなければなりません（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項及び第2項）。電気工作物と必要な資格の区分は図1のとおりです。

(図 1)

電気工作物			
事業用電気工作物			一般用電気工作物等
電気事業用 電気工作物	自家用電気工作物		
	発電所、変電所等 (電気事業用以外)	需要設備 (※)	
		最大電力 500kW 以上	最大電力 500kW 未満
保安監督者： 電気主任技術者			工事の保安監督者： 主任電気工事士
		認定電気工事 従事者	第二種電気工事士
		第一種電気工事士	

※ 需要設備とは、受電設備、配線、負荷設備等の電気を使用するための設備の総称

(備 考)

- ・最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事のうち、ネオン工事及び非常用予備発電装置工事（特殊電気工事）については、経済産業大臣の認定による「特種電気工事従事者」でなければその電気工事を行うことはできません。
- ・最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事のうち、低圧（600V以下）で使用する部分（電線路に係るものを除く）については、経済産業大臣の認定による「認定電気工事従事者」であれば行うことができます。

3 電気工事業を営む者の登録等について

(1) 電気工事業を営む者の登録制度について

① 登録制度の目的

電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とします。(法第1条)

② 登録

- ・ 電気工事業を営もうとする者には、営業所の所在地を管轄する都道府県知事（経済産業大臣）の登録を受けることが義務付けられています（法第3条第1項）。登録の有効期間は5年間。（同条第2項）

- ・ 自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営もうとする者には、営業所の所在地を管轄する都道府県知事（経済産業大臣）に、事業を開始した旨を通知することが義務付けられています。（法第17条の2）

※ 建設業法による許可を受けて電気工事業を営もうとする者には、建設業許可との二重規制を排除するため、登録ではなく届出が義務付けられています。（法第34条第4項）
また、同様に自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営もうとする者には、通知が義務付けられています。（法第34条第5項）

③ 変更届

登録事項、通知事項及び届出事項に変更があったときは、その旨を届出ることが義務付けられています。（法第10条第1項、法第17条の2第4項、法第34条第4項及び第5項）

④ 廃止届

電気工事業を廃止したときは、すみやかにその旨を届出なければなりません。（法第11条、法第17条の2第4項、法第34条第4項及び第5項）

⑤ 登録の消除・取消

次の場合には電気工事業者の登録が消除されます。（法第14条）

- ・ 電気工事業の廃止届が提出された場合
- ・ 登録行政庁が変更になった場合
- ・ 登録の有効期間（5年）が経過した場合
- ・ 実態として電気工事業を廃止したと見られる場合

電気工事業者が次のいずれかに該当した場合には、その登録が取り消されます。（法第28条）

- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法又は電気用品取締法に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ・ 変更の届出をしない場合若しくは虚偽の届出をした場合
- ・ 適切な主任電気工事士を置かない場合
- ・ 電気工事士でない者を電気工事に従事させた場合
- ・ 電気工事業者でない者に電気工事の下請けをさせた場合

⑥ 罰則

登録等を行わなかった者に対しては、表1のとおり罰則が定められています。

（表1）

違反者	罰則
登録を受けないで電気工事業を営んだ者、不正の手段により登録を受けた者等	1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金、又はこれらの併科（法第36条第一号及び第二号）
開始の届出、通知を行わなかった者等	2万円以下の罰金 （法第40条第一号ないし第三号）

⑦ 管轄する行政庁

法では、営業所の所在地により管轄する行政庁を区別しています。その区分は表2のとおりです。

(表2)

営業所の位置		管轄する行政庁
一つの都道府県内		営業所所在地の都道府県知事
二つ以上の都道府県にまたがる	一つの産業保安監督部管内 (例えば、三重県と愛知県、岐阜県)	経済産業大臣 (申請先は産業保安監督部) 例の場合…中部近畿産業保安監督部
	二つ以上の産業保安監督部管内にまたがる	経済産業大臣

(2) 電気工事業者の区別

電気工事業者は、法によって表3のとおり区別されています。

(表3)

概要	根拠条文	法律上の名称
一般用電気工作物等、あるいは一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に関する電気工事業を営む者	法第3条1項又は第3項	登録電気工事業者
自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営む者	法第17条の2第1項	通知電気工事業者 ※
建設業法による許可を受けて、一般用電気工作物等、あるいは一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に関する電気工事業を営む者	法第34条第2項	みなし登録電気工事業者
建設業法による許可を受けて、自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営む者	法第34条第3項	みなし通知電気工事業者 ※

※この手引きには、通知電気工事業者およびみなし通知電気工事業者の手續に関する内容は記載していません。三重県防災対策部 消防・保安課 (P.8「申請先」参照) へお問い合わせください。

(3) 電気工事業を営む者に対する立入検査

法第29条に基づき、三重県職員が電気工事業を営む者に対する立入検査を行う場合があります。その際には、法律上の義務(表4)を守っているかを中心に検査を行います。

なお、新規登録した者、開始届をした者については、登録又は開始届受理後に行います。

(4) 電気工事業者の義務

電気工事業者に対しては、その業務について、法によって表4のとおり義務が定められています。

(表4)

義務	根拠条文	概要	罰則
主任電気工事士の設置	法第19条	一般用電気工作物等に関する電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事士を置かなければならない	3万円以下の罰金 (法第39条第一号)
無資格者の従事禁止	法第21条	電気工事を行うために必要な資格のない者を、電気工事の作業に従事させてはならない	3月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金、又はこれらの併科 (法第37条第一号)
電気工事業者でない者への請負の禁止	法第22条	電気工事を、電気工事業者でない者へ請け負わせてはならない	同上 (法第37条第二号)
電気用品の使用の制限	法第23条	電気用品取締法において定める所定の表示が附されていない電気用品を使用してはならない	10万円以下の罰金 (法第38条)
器具の備え付け	法第24条	営業所ごとに、絶縁抵抗計など所定の器具(※1)を備えなければならない	3万円以下の罰金 (法第39条第二号)
標識の掲示	法第25条	営業所及び電気工事施工場所ごとに、所定の事項を記載した標識を掲示しなければならない(※2)	1万円以下の過料 (法第42号第四号)
帳簿の備え付け	法第26条	営業所ごとに、所定の事項(※3)を記載した帳簿を備えなければならない	同上 (法第42条第五号)

※1 備え付け器具

- ・その営業所が、一般用電気工作物等のみに関する電気工事を行う場合
 - ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③回路計
- ・その営業所が、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に関する電気工事を行う場合
 - 上記①～③に加えて、④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置 (ただし、⑥及び⑦については借用で足りります。)

※ 2 標識（施行規則で定める様式）

a) 登録電気工事業者（様式第15（第12条））

登録電気工事業者登録票	
登録番号	三重県知事登録第 ー 号
登録の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

たて35cm以上、よこ40cm以上

b) みなし登録電気工事業者（様式第16（第12条））

登録電気工事業者届出済票	
届出先	三重県知事届出第 ー 号
届出の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

たて35cm以上、よこ40cm以上

※ 3 帳簿の記載事項

帳簿に記載しなければならない事項は、

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 電気工事の種類及び施行場所
- ③ 施行年月日
- ④ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ⑤ 配線図
- ⑥ 検査結果

です。

保存期間は5年間です。（施行規則第13条第1項）

Ⅱ 登録等申請に関する手続き

1 概要

(1) 手続きの区分について

以下で説明する手続きは、表5のように区分されています。申請する者が建設業許可を受けているか否かにより、大きく区分されるので注意してください。

(表5)

申請者の区別 手続きの種類	申請者の区別	
	建設業許可を受けていない	建設業許可を受けている
新たに登録又は届出	2. - (1) 新規登録に関する手続き (P. 9)	3. - (1) 開始届に関する手続き (P. 14)
更新の登録	2. - (2) 更新登録に関する手続き (P. 10)	
登録又は届出事項の変更	2. - (3) 変更届に関する手続き (P. 11)	3. - (2) 変更届に関する手続き (P. 15)
承継 (事業譲渡・相続)	2. - (4) 承継届に関する手続き (P. 12)	
登録証又は受理通知書の再交付	2. - (5) 登録証の再交付に関する手続き (P. 12)	3. - (4) 受理通知書の再交付に関する手続き (P. 16)
廃止	2. - (6) 廃止に関する手続き (P. 13)	3. - (3) 廃止に関する手続き (P. 16)
登録又は届出行政庁の変更	2. - (7) 行政庁の変更に関する手続き (P. 13)	3. - (2) 変更届に関する手続き (P. 15)
登録簿謄本交付又は閲覧の請求	2. - (8) 登録簿謄本交付又は閲覧の請求に関する手続き (P. 13)	

※この手引きには、通知電気工事業者およびみなし通知電気工事業者の手続に関する内容は記載していません。詳しくは、三重県防災対策部 消防・保安課 (P. 8「申請先」参照) へお問い合わせください。

(2) 手数料

電気工事業者の登録等に必要な手数料は表6のとおりです。

手数料は、三重県収入証紙（百五銀行、三十三銀行、J A、食品衛生協会、交通安全協会、自動車学校等にて販売）を購入し、申請書に貼付してください。

収入印紙、他都道府県収入証紙、切手、現金等では受付できません。

(表 6)

申請内容	金額
電気工事業者としての新規登録	22,000円
電気工事業者としての更新登録	12,000円
登録証の訂正及び再交付	2,200円
登録電気工事業者登録簿の謄本交付	600円/枚
登録電気工事業者登録簿の閲覧	440円/回

(3) 副本の返却について

正本提出の際に、副本分の申請書・届出書及び切手付き返信用封筒（副本返却用）を提出してください。副本に受付印を押印後、副本を返信用封筒に入れて返却します。

(4) 行政書士による申請・届出書類の作成等について

申請書・届出書（誓約書や証明書の類は除きます。）における申請者・届出者の欄は、申請者名・届出者名を記名するとともに、行政書士氏名を記名し職印を押印してください。（行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定による。）
なお、委任状の提出は不要とします。

(5) 申請先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 防災対策部 消防・保安課 電気工事担当

電話： 059-224-2183 / FAX： 059-224-3350

※ 特に収入証紙を貼付した書類を郵送する場合は、簡易書留等の確実な方法をご利用下さい。

2. 建設業許可を受けていない者に関する登録等申請の手続き

(1) 新規登録に関する手続き (法第3条第1項)

提出書類 (表7)

申請者の区別 書類の種類		個人		法人	
		申請者が主任 電気工事士	主任電気工事 士を雇用	代表者が主任 電気工事士	代表者以外の 者が主任電気 工事士
申請書	P. 19	登録電気工事業者登録申請書 (様式第1 (第2条))			
手数料	P. 8	22,000円 (三重県収入証紙)			
誓約書 (個人用)	P. 33	●	●		
誓約書 (法人用)	P. 34			●	●
誓約書 (主任電気工事士関係)	P. 35		●		● (*1)
☆申請者の 登記事項証明書 (*2)				●	●
★主任電気工事士の 電気工事士免状の写し (*3)		●	●	●	●
雇用証明書	P. 36		●		●
営業所位置図	P. 40	●	●	●	●
備付器具調書	P. 41	●	●	●	●
電気器具貸与に関する 承諾書の写し (*4)	P. 42	●	●	●	●
主任電気工事士等 実務経験証明書 (*5)	P. 37 P. 38 P. 39	●	●	●	●

☆ 申請者が個人の場合、本人確認情報は住民基本台帳ネットワークを用いて確認します。

★ 主任電気工事士は営業所ごとの (他の電気工事業者も含む) 専任とし、兼務はできません。

※1 主任電気工事士となる者が法人の役員の場合は不要です。

※2 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※3 第一種電気工事士免状の場合は、講習受講履歴もコピーしてください。

※4 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置について借用措置を取る場合はこの承諾書又はこれに類する証明書を作成し、その写し (コピー) を提出してください。

※5 主任電気工事士となる者が、第二種電気工事士免状のみを有する場合に必要です。

なお、「主任電気工事士等実務経験証明書」の様式については、表8に従って適切なものを選んでください。(免状交付後3年以上の実務経験が必要)

(表8)

実務経験の内容等	該当様式	証明者
主任電気工事士となる者が、申請者本人又は以前から申請者のもとで勤務	P. 37	申請者自身 (変更届、みなし登録からの切替等の場合に限る)
主任電気工事士となる者が、申請者以外の電気工事業者で勤務	P. 38	従前の勤務先等 (初めての登録・届出等の場合)
電気工事業工業組合等に実務経験の証明を依頼する場合	P. 39	各都道府県電気工事業工業組合等

(2) 更新登録に関する手続き (法第3条第3項)

提出書類 (表9) 有効期間満了日の約3か月前から有効期間満了日までに提出

申請者の区別 書類の種類		個人		法人	
		申請者が主任 電気工事士	主任電気工事 士を雇用する	代表者が主任 電気工事士	代表者以外の 者が主任電気 工事士
申請書	P. 20	登録電気工事業者更新登録申請書 (様式第2 (第2条))			
手数料	P. 8	12,000円 (三重県収入証紙)			
誓約書 (個人用)	P. 33	●	●		
誓約書 (法人用)	P. 34			●	●
誓約書 (主任電気工事士関係)	P. 35		●		● (※1)
☆申請者の 登記事項証明書 (*2)				●	●
★主任電気工事士の 電気工事士免状の写し (※3)		●	●	●	●
営業所位置図	P. 40	●	●	●	●
備付器具調書	P. 41	●	●	●	●
従前の登録証 (※4)	原本	●	●	●	●

☆ 申請者が個人の場合、本人確認情報は住民基本台帳ネットワークを用いて確認します。

★ 主任電気工事士は営業所ごとの (他の電気工事業者も含む) 専任とし、兼務はできません。

※1 主任電気工事士となる者が法人の役員の場合は不要です。

※2 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※3 第一種電気工事士免状の場合は、講習受講履歴もコピーしてください。

※4 登録証を紛失した場合、登録証の紛失に関する手続きが必要です。(2. - (9) 参照)

(3) 変更届に関する手続き (法第10条第1項)

提出書類 (表10) 変更のあった日から30日以内に提出

書類の種類	変更事項	個人 の 氏名	法人 の 名称	住所	電気工事 の種類	営業所		法人の 代表者 及び役員	主任 電気 工事士	主任電気 工事士の 資格
						追加	移転			
届出書	P. 26	登録事項等変更届出書 (様式第11 (第7条))								
手数料	P. 8	2, 200円 (三重県収入証紙)				登録証の記載事項に 変更がない場合は不要				
誓約書 (法人用)	P. 34							●		
誓約書 (主任電気工事士 関係)	P. 35						●		●	
☆届出者の 登記事項証明書 (※1)			●	● 法人				●		
主任電気工事士 等実務経験 証明書 (※2)	P. 37 P. 38 P. 39						●		●	
雇用証明書 (※3)	P. 36						●		●	
★主任電気工事士の 電気工事士免状の写し (※4)							●		●	●
営業所位置図	P. 40						●	●		
備付器具調書	P. 41				● 自家用 追加		●			
電気器具貸与に 関する承諾書の 写し (※5)	P. 42				● 自家用 追加		●			
登録証 (※6)	原本	●	●	●	●		●			

☆ 届出者が個人の場合、本人確認情報は住民基本台帳ネットワークを用いて確認します。

★ 主任電気工事士は営業所ごとの (他の電気工事業者も含む) 専任とし、兼務はできません。

※1 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※2 主任電気工事士となる者が、第二種電気工事士免状のみを有する場合に必要です。

なお、「主任電気工事士等実務経験証明書」の様式については、表8 (P.9) に従い適切なものを選んでください。(免状交付後3年以上の実務経験が必要)

※3 主任電気工事士となる者を雇用する場合に必要です。(法人の役員の場合も必要です。)

※4 第一種電気工事士免状の場合は、講習受講履歴もコピーしてください。

※5 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置について借用措置を取る場合は、この承諾書又はこれに類する証明書を作成し、その写し (コピー) を提出してください。

※6 登録証を紛失した場合、登録証の再交付に関する手続きが必要です。(2. - (5) 参照)

(4) 承継届に関する手続き (法第9条第3項)

提出書類 (表11) 承継の日から30日以内に提出

承継原因の区別 書類の種類		譲渡	相続		合併	
			選定相続(※1)	相続	合併新設	合併存続
届出書	P. 22	登録電気工事業者承継届出書(様式第6(第6条))				
譲渡証明書 (様式第8)	P. 23	●				
相続同意証明書 (様式第9)	P. 24		●			
相続証明書 (様式第10)	P. 25			●		
戸籍謄本(※2)			●	●		
承継者の 登記事項証明書(※3)					●	●
誓約書(※4)	P. 33 P. 34	●	●	●	●	●
登録証(※5)	原本	●	●	●	●	●

※1 「相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したとき」を言います。

※2 被相続人と相続人との関係がわかるものを原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※3 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※4 承継者が個人の場合は個人用(P.33)、法人の場合は法人用(P.34)を提出してください。

※5 登録証の記載事項に変更がない場合は不要です。

① 承継に伴い、登録事項等が変更になる場合

→ 承継届と同時に登録事項等変更届出書を提出してください。(2.-(3)を参照)

② 承継に伴い営業所が追加され、登録等を行う行政庁が変更になる場合

→ 行政庁の変更に関する手続きを行ってください。(2.-(7)を参照)

③ その他

承継に関しては、承継者の登録の有無等によって必要書類が変わってきます。届出をする前に 三重県防災対策部 消防・保安課 (P.8「申請先」参照)へお問い合わせください。

(5) 登録証の再交付に関する手続き (法第12条)

①申請書 登録証再交付申請書(様式第13(第9条))……P. 28

②手数料 2,200円(三重県収入証紙)

(6) 廃止に関する手続き (法第11条)

- ①届出書 電気工事業廃止届出書 (様式第12 (第8条)) …… P. 27
- ②添付書類 登録証 (原本) (※)

※ 登録証を紛失した場合、登録証の紛失に関する手続きが必要です。(2. - (9) 参照)

(7) 行政庁の変更に関する手続き (法第8条第2項、第3項)

営業所の追加等の事情により管轄する行政庁が変更になった場合には、行政庁にその旨を届け出なければなりません。(参考:表2…P. 4)

手続きとしては、①「新しい行政庁」に新規登録等を申請し、②「従前の行政庁」に行政庁変更届出書又は廃止届出書を提出してください。詳細は表12のとおりです。

(表12)

①新しい行政庁	新規の登録等に関する手続き (必要書類等については、新しい行政庁に問い合わせてください)
②従前の行政庁	行政庁変更届出書を提出 ・登録電気工事業者 → 登録行政庁変更届出書 (様式第5 (第5条)) …………… P. 21

(8) 登録簿の謄本交付又は閲覧に関する手続き (法第16条)

登録又は届出を行っている電気工事業者については、その登録又は届出事項が記載された登録簿があります。

この登録簿については、その謄本の交付又は閲覧を請求することができます。(法第16条) 請求するにあたっては、請求書に必要事項を記入の上、手数料分の収入証紙を貼付して請求してください。

- ①請求書 登録電気工事業者登録簿謄本交付 (閲覧) 請求書 (様式第14 (第10条))
…………… P. 29
- ②手数料 謄本の交付 600円/枚 (三重県収入証紙)
閲覧 440円/回 (三重県収入証紙)

(9) 登録証の紛失に関する手続き

- 届出書 登録証紛失届出書 …… P. 43

3. 建設業許可を受けている者に関する届出等の手続き

(1) 開始届に関する手続き (法第34条第4項)

提出書類 (表13) 電気工事業開始後又は建設業許可取得後、遅滞なく提出

届出者の区別 書類の種類		個人		法人	
		届出者が主任 電気工事士	主任電気工 事士を雇用	代表者が 主任電気工 事士	代表者以外の者 が主任電気工 事士
届出書	P. 30	電気工事業開始届出書 (様式第18 (第24条))			
誓約書 (主任電気工事士関係)	P. 35	●	●	●	●
届出者の住民票 (※1)		●	●		
届出者の登記事項証明書 (※1)				●	●
★主任電気工事士の 電気工事士免状の写し (※2)		●	●	●	●
雇用証明書	P. 36		●		●
営業所位置図	P. 40	●	●	●	●
建設業許可通知書の写し		●	●	●	●
備付器具調書	P. 41	●	●	●	●
電気器具貸与に関する 承諾書の写し (※3)	P. 42	●	●	●	●
主任電気工事士等 実務経験証明書 (※4)	P. 37 P. 38 P. 39	●	●	●	●

★ 主任電気工事士は営業所ごとの (他の電気工事業者も含む) 専任とし、兼務はできません。

※1 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)

※2 第一種電気工事士免状の場合は、講習受講履歴もコピーしてください。

※3 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置について借用措置を取る場合は、この承諾書又はこれに類する証明書を作成し、その写し (コピー) を提出してください。

※4 主任電気工事士となる者が、第二種電気工事士免状のみを有する場合に必要です。

なお、「主任電気工事士等実務経験証明書」の様式については、表8 (P.9) に従い適切なものを選んでください。(免状交付後3年以上の実務経験が必要)

(2) 変更届に関する手続き (法第34条第4項)

提出書類 (表14) 変更後、遅滞なく提出

書類の種類	変更事項	個人 の 氏名	法人 の 名称	住所	電気工事 の種類	営業所		法人の 代表者 及び役員	主任 電気 工事士	主任電気 工事士の 資格	建設業 許可
						追加	移転				
届出書	P. 31	電気工事業に係る変更届出書 (様式第19 (第25条))									
誓約書 (主任電気工事 士関係)	P. 35						●			●	
届出者の住民票 (*1)		●		● 個人							
届出者の 登記事項証明書 (*1)			●	● 法人				●			
主任電気工事士 等実務経験 証明書 (※2)	P. 37 P. 38 P. 39						●			●	
雇用証明書 (※3)	P. 36						●			●	
★主任電気工事士の 電気工事士免状の写し (*4)							●			●	
営業所位置図	P. 40						●	●			
備付器具調書	P. 41				● 自家用 追加		●				
電気器具貸与に 関する承諾書の 写し (※5)	P. 42				● 自家用 追加		●				
建設業許可通知書の写し											●

- ★ 主任電気工事士は営業所ごとの (他の電気工事業者も含む) 専任とし、兼務はできません。
- ※1 原本提出してください。(原本返却を希望する場合は、その旨を伝えてください。)
- ※2 主任電気工事士となる者が、第二種電気工事士免状のみを有する場合に必要です。なお、「主任電気工事士等実務経験証明書」の様式については、表8 (P.9) に従い適切なものを選んでください。(免状交付後3年以上の実務経験が必要)
- ※3 主任電気工事士となる者を雇用する場合に必要です。(法人の役員の場合も必要です。)
- ※4 第一種電気工事士免状の場合は、講習受講履歴もコピーしてください。
- ※5 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置について借用措置を取る場合は、この承諾書又はこれに類する証明書を作成し、その写し (コピー) を提出してください。
- ☆ 届出行政庁の変更に関する手続きについては、三重県防災対策部 消防・保安課 (P.8「申請先」参照) へお問い合わせください。

(3) 廃止に関する手続き (法第34条第4項)

届出書 電気工事業廃止届出書 (様式第20 (第25条)) ……P. 32

(4) 受理通知書の再交付に関する手続き

- ①届出書 電気工事業開始届出書受理通知書再交付願い ……P. 44
- ②添付書類
- 1 個人にあつては住民票 (原本)、法人にあつては登記事項証明書 (原本)
 - 2 主任電気工事士の電気工事士免状の写し
 - 3 建設業許可通知書の写し
 - 4 従前の受理通知書 (原本) (ただし、汚損、破損の場合)

なお、建設業許可を取得して電気工事業を営む者については、登録等について定めている法第2章が適用されません。(法第34条第1項)
よって、法第9条の定める承継に関する規定も適用されないため、法人成り・譲渡等による事業承継があつた場合、前届出の廃止と新規届出を同時に行うことになります。